

令和 6 年度
第 1 0 回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和 7 年 1 月 2 8 日（火）

ところ：一宮市役所本庁舎 1 4 0 1 会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第10回総会 議事録

令和7年1月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農用地利用集積計画決定について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について

報告第4号 現況証明報告について

報告第5号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：16名）

1 番	（欠席）	2 番	岩田 良彦
3 番	奥 智子	4 番	熊澤 宣明
5 番	坂井 利弘	6 番	林 泰江
7 番	近藤 篤誼	8 番	佐野 正実
9 番	（欠席）	10 番	酒井 正明
11 番	小島 かな子	12 番	内藤 秀基
13 番	青山 真由美	14 番	佐々 均
15 番	浅野 富士男	16 番	星野 幸代
17 番	成瀬 宏満	18 番	（欠席）
19 番	江寄 正雄		

（農地利用最適化推進委員：13名）

1 番	（欠席）	2 番	伊藤 末雄
3 番	伊藤 則夫	4 番	後藤 一敏
5 番	重松 健三	6 番	柴山 守男
7 番	木全 博	8 番	浅井 孝義

9 番 (欠席)
1 1 番 青山 豊
1 3 番 梶田 政弘
1 5 番 (欠席)
1 7 番 (欠席)

1 0 番 立山 克生
1 2 番 後藤 充治
1 4 番 森 義光
1 6 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：3名)

1 番 酒井 敏夫
1 8 番 杉本 ひろ子

(農地利用最適化推進委員：4名)

1 番 木村 光男
1 5 番 市川 隆久

9 番 岩田 健司

9 番 安田 正雄
1 7 番 川井 達朗

<事務局>

事務局長 長谷川 明
課長補佐 近藤 周二

専任課長 角田 篤彦

開 会 (午後2時00分)

【長谷川事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和6年度第10回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【長谷川事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第10回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中16名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。12番 内藤秀基委員さん、13番 青山真由美委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転6件、使用貸借権設定1件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの59番につきましては、家族間の贈与のため所有権を移転されるものです。60番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。61番につきましては、経営拡大のため使用貸借権を設定されるものです。62番から3ページの65番につきましては、経営効率化に伴う交換により所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可7件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

特にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転9件、使用貸借権設定3件、賃借権設定2件です。詳細は、5ページから7ページとなります。

5ページの193番から196番につきましては分家住宅、197番、6ページの198番につきましては自己用住宅、199番につきましては店舗、200番につきましては前事業者からの事業承継した流通業務施設、201番につきましては工場を建築するものです。以上、9件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。202番につきましては駐車場、7ページの203番につきましては駐車場兼資材置場、204番につきましては資材置場、205番につきましては太陽光発電設備として利用されるものです。206番につきましては駐車場として一時的に利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとお

りです。200番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可14件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【坂井利弘委員】

200番（事業承継）について、もう少し詳しく説明してください。

【熊澤議長】

ただいま、坂井委員さんから質問がありました。事務局、説明をお願いします。

【近藤課長補佐】

前事業者は流通業務施設を建設するため、令和4年5月24日付で許可を受けましたが、経営状況の変化により、事業の実行が不可能となりました。その後新たな事業者より、同敷地に倉庫を建築したいとの申し出があり、農地転用許可申請書が提出されました。事業形態は流通業務施設である配送センターから自社用倉庫、特定都市河川浸水被害対策法においては、愛知県基準で申しますと同規模の開発に必要な貯水量の約1.5倍から約2.5倍になり、前事業者を上回る対策が取られていることとなります。

【熊澤議長】

ただいま、事務局から説明がありました。坂井委員さん、よろしいでしょうか。

【坂井利弘委員】

はい、結構です。

【熊澤議長】

事務局からの追加説明もありましたが、当該地区の担当の佐々委員さん、何かご意見などはありますか。

【佐々委員】

特にありません。

【熊澤議長】

他にご意見、ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います

【近藤課長補佐】

提出議案の8ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、9ページから10ページとなります。

10ページの1番から4番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、使用貸借権を設定されるものです。5番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して賃借権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画5件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告について」
 - ・報告第4号「現況証明報告について」
 - ・報告第5号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【近藤課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから7ページの所有権移転11件、使用貸借権設定3件、賃借権設定1件です。8ページをご覧ください。報告第3号は、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う事業計画報告についてです。今月の報告は、9ページの1件です。10ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告です。今月の報告は、11ページから12ページの7件です。13ページをご覧ください。報告第5号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、14ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第5号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第5号につい

て、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第5号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第10回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。

閉会（午後2時20分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 内藤 秀基

署名者 青山 真由美